

○医療法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十六号）

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項各号を次のように改める。

一 医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 内科

ロ 外科

ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

(1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺^{せん}、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの

(2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、

これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

(4) 感染症、腫瘍^{しゅりょう}、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

二 イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの

(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科

(2) (1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合せとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 歯科

口 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合せとなるものとして厚生労働省

令で定めるものを除く。)

(1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

第三条の二第二項中「前項第一号」を「前項第一号ニ(1)」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に医業又は病院若しくは診療所に関するこの政令による改正前の医療法施行令第三条の二に規定する診療科名の広告をしている者の当該広告に対する医療法第六条の五の規定の適用については、当該診療科名を同法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名とみなす。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第十三号）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の四条を加える。

（医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等）

第一条の九の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）

第三条の二 第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たつては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができる。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。

2 前項の規定は、令第三条の二第一項第一号ニ(2)の規定により同号ニ(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

第一条の九の三 令第三条の二第一項第一号ハ(1)に規定する厚生労働省令で定める人体の部位、器官、臓器若しくは組織又はこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能は、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、脾^{ばい}、心臓、心臓、脳又は脂質代謝とする。

2 令第三条の二第一項第一号ハ(2)に規定する厚生労働省令で定める患者の性別又は年齢を示す名称は、周産期、新生児、児童、思春期、老年又は高齢者とする。

3 令第三条の二第一項第一号ハ(3)に規定する厚生労働省令で定める医学的処置は、漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア又はペインクリニックとする。

4 令第三条の二第一項第一号ハ(4)に規定する厚生労働省令で定める疾病又は病態は、性感染症又はがんとする。

第一条の九の四 令第三条の二第一項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたものとする。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療

2 令第三条の二第一項第一号ニ(2)に規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせたものとする。

る。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓、心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、臍臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓又は心臓
耳鼻いんこう科	胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、脾臓又は心臓

(歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法)

第一条の九の五 第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により
歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

第一条の十四第四項中「医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」とい
う。）」を「令」に改める。

第六条の四中「内科」の下に「、外科」を加え、「、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚
泌尿器科」を削り、「、放射線科、歯科及び」を「及び放射線科（令第三条の二第一項第一
号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除
く。）、同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、歯科（同項第二号ロの規定により歯
科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）並びに」に改め、「による診療科名」
の下に「（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）」を加える。

第二十条第二号中「皮膚泌尿器科」を「皮膚科」に改め、「、こう門科」を削り、同条第
七号中「、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科」及び「、皮膚泌尿器科」を削る。

第四十三条の二中「耳鼻いんこう科」の下に「（令第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の
規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）」を加え
る。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(児童福祉施設最低基準の一部改正)

第二条 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項中「神経科」を「医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改める。

(覚せい剤取締法施行規則の一部改正)

第三条 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「神経科」を「医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「性病科」を「医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改め、「若しくは皮膚泌尿器科」を削る。